

## ミャンマー軍政の20年—何が変わり、何が変わらなかったのか

### 軍政下の宗教政策と宗教をめぐる状況

土佐桂子

現軍事政権の宗教政策や宗教をめぐる状況は、ネー・ウィン政権時代のそれと比較したときに、継続と変化の双方が見られる。宗教に関わる政策は、把握しにくい側面を持つことが多い。政策として明示される場合と明示されない場合が存在することも把握しづらい一因である。敢えて簡略化して言えば、宗教をめぐる政策や組織化、僧侶に対する政策等は基本的に継承された。一方、現政権は一九九〇年の総選挙で大敗した結果、政権に留まるための正統性として、仏教を核の一つとしていった。例えば、メディア等を通じて仏教守護者という立場を明確に示す方向に転換し、これらは社会全般に少なからぬ影響を与えていったと考えられる。以下、観点ごとに見ていきたい。

#### ●統計から見る「宗教」

ミャンマーの大多数の国民は上座仏教徒であると言われる。最後に行われた一九八三年の国勢調査では、仏教徒八九・四％、精霊信仰の信者一・二％、ヒンドゥー教徒〇・五％、ムスリム三・九％、キリスト教徒四・九％、その他〇・一％とある。

一般に、ムスリムの人口が近年増加しているように語られるが、真偽のほどはともあれ、公的には宗教別人口比は二〇年以上変わらない。例えば、中央統計局『統計年鑑』二〇〇四年度版では、数値で示される国民総人口（五三三二万人）、州・管区別人口等に対して、宗教別人口は上記の百分率のみが示される。また、この人口比には無宗教の項目がないこと、上記の五つの宗教は独立以前から公的にセンサスに含まれてきたということは注目しておきたい。

一方、出家者数はどうであろうか。出家者数とは、雨安居時に僧院に居住する僧侶（二七戒を守る比丘、沙弥（十戒を守る二〇歳以下の見習い僧）、尼僧（正規の比丘尼ではないが、十戒ないし八戒を守る女性修行者）の総計を指し、二〇〇三年で約四九万人弱、人口比の約一・五％に当たる。僧院数は尼僧院を合わせ約五・五万、在家一〇〇〇人弱に一僧院の割合である。出家総数、僧院総数、出家者の人口比は、上座仏教社会であるタイ、ラオス、カンボジア等と比較しても格段に多い。ただ、三五年前の数値と比較すると、一九七二年の政府

統計では出家者が一二万強、人口（一九七二年）が二八八七万人であり、出家者の人口比は当時〇・五％、現在は出家者の対人口比が倍になったことになる。

#### ●統治における体制

ウー・ヌ政権時代には、ウー・ヌ自身が敬虔な仏教徒でもあり、一九六一年に仏教国教化を組み込んだ憲法草案が作られたが、結果的に、非仏教徒系少数民族の反発を招き国内は混乱する。これをクレーターで押さえて登場したネー・ウィン軍事政権は、仏教の影響を可能な限り排斥し、世俗政権を強調した。七四年憲法では国民の宗教信仰の自由を保障し（二二条）、宗教の政治利用を禁止している（一五六条）。それまで独立した省であった宗教省は、一九六二年三月、内務省、移民・国民登録省など四つの省とともに「内務宗教省」に統一された。現政権の一九九二年に再び宗教省として独立したが、全体的な方向性はさほど変わっていない。宗教省は前政権時代から仏教関係の実務が最も多いとはいえ、他の宗教も等しく扱う。たとえば、キリスト教や



## ミャンマー軍政の20年—何が変わり、何が変わらなかったのか

イスラーム関連の団体などは、宗教省の認可を受け、宗教ごとに援助金を受ける。また、仏教徒のブツダガヤ巡礼やイスラームのメッカ巡礼に対して、宗教省によるパスポート取得の申請援助等が行われている。

一方、新憲法草案は、二〇〇八年五月の国民投票により承認されたと発表された。宗教に限って概観すると、信仰の自由の保証(二四四条)、宗教の政治利用の禁止(三六四条)は七四年憲法と同様とはいえ、「国内平和秩序、倫理、健康、憲法の他の条項に反しない限り」(三四四条)という但し書きが加わり、「国家は仏教を、大多数の国民が信仰する特別な位置を占める (Gonhu Wihetha) 宗教と認定する」(三六一一条)、「キリスト教、イスラーム、ヒンドゥー教、精霊信仰を本憲法発布日に国家に存在する宗教と認定する」(三六二条)、「国家は認定した宗教を可能な限り支援する」(三六三条)が加わった。ちなみにこれらは、四七年憲法二二条などの復活と考えられる。すなわち、ネー・ウイン政権時代の世俗的な立場から、キリスト教等四つの宗教を認定しつつ、仏教の突出した地位を認めるといふ仏教寄りの方向に向かっている、あるいは戻りつつあるといえよう。

### ●対サンガ政策

サンガ(僧侶の団体、僧団)に関わる実務は宗教(内務)省が担ってきた。一九八〇年に、各宗派に分かれていたサン

ガを統一組織下に配置するという目的で、全宗派合同会議が開催された。これ以降僧侶と沙弥は登録制となり、僧籍の管理が始まった。サンガ組織を全国的に整え、各地区・村落から郡へ、さらには州・管区レベルで運営委員会を選び、国家レベルでは国家中央運営委員会を定め、委員会から国家サンガ大長老委員と国師委員を選抜するという体制が整えられた。また、国家サンガ大長老会議の委員は、任期中、ヤンゴンのガバーエイ・パゴダ敷地内の僧院に居住するが、同敷地内に宗教省の役所があり、両者の関係は密と考えられる。

具体的な僧侶の動きに対しては「鉛と鞭」政策が取られている。例えば、一九七〇年代には、ウエイザー(修行を通じて超自然的力を得た存在)になったと信じられるカリスマ的存在を核に、ガインと呼ばれる信仰集団の活動が盛んになるが、こうした信仰・実践は、世俗世界に悪影響を及ぼすとして弾圧し、ウエイザー信仰に関わる僧侶を「浄化」政策として還俗させた。他方一九七九年七月に、傑出した僧侶に「アビダザ・マハー・ラッタゲル」と「エツガ・マハー・バンディタ」の称号を政府名で授与することが発表された。この高僧たちは、その後、全宗派合同会議準備委員会に駆り出されサンガ組織の核となっていく。こうした方向性は、現政権において、ほぼ同じ形で継承されている。例えば民主化運動時に、多数の若手僧侶や沙弥がデモ等

に参加した。また一九九〇年マンダレーの僧侶を中心に、軍事政権関係者からの布施を拒否する「不受布施」を行った。「不受布施」そのものは経典にも定められた正統的抗議方法といえるが、現政権は参加僧侶を厳しく追及し、還俗のうえ逮捕した。一方で、称号をさらに増やし、四種類一二称号(仏典講師に対する三称号、瞑想の師に対する三称号、説法師に対する二称号、仏教布教に対する四称号)を新設、一九九一年に大々的な儀礼を執り行った。

### ●正統性原理としての仏教

ネー・ウイン政権時代には、政府高官は宗教儀礼等に参加することはあっても、メディアを使った報道は少なかった。それに対して、一九九〇年以降、ソー・マウン国家法秩序回復評議会議長、キン・ニユン第一書記をはじめとする政権の重鎮がパゴダ建立儀礼や僧侶への喜捨に参加する様子が、逐一新聞やテレビで報道されはじめた。上述の称号授与式もその一つである。その後、「中国からの仏蘭到来」、「白象の発見」等の報道が相次ぎ、王朝時代の理想的国王への言及とともに映像や政府の新聞を通じて、仏教の守護者というイメージが幾重にも喧伝された。こうした行為の解釈をめぐっては、都市部を中心に、仏教積徳行為ではなく、政権延命を願う呪術的厄払いであるという噂が多々流れた。これらは仏教的言説の脱構築を試みたものといえる。

しかし、新聞やテレビを通じて、仏教儀礼に従事したり、僧侶への喜捨を行ったりする高官の姿が日々報道されていた。視覚も含めた仏教イデオロギーの強化は、他の局面に徐々に影響をもたらしていったと考えられる。

## ● 宗教と民族

政権側としては国民国家の統合原理としての仏教にも期待したと推察される。確かに九割に近い仏教徒にとつて、仏教は重要な核である。さらに、仏教徒は、政権に対して批判的見解を持っていても、仏教イデオロギーの強化についてはさほど自覚せず受け入れることも多い。こうしたなかで、「民族」を核として集まってきた集団内部において、宗教をめぐる差異のほうを意識化されていくプロセスも存在したと思われる。例えばカレン民族同盟（KNU）は、一九四七年にカレン民族の自治独立を求め結成された。彼らはタイ・ミャンマー国境沿いに解放区コートレイを結成し、ビルマ国軍と激しい攻防を続け、カレン州は内戦の舞台ともなってきた。そうした土地において、菜食を行い信者を集めていたポー・カレン族の僧侶トゥザナ（後のミヤインジーグー僧正）は、仏教布教の一環としてバゴダ建立を始めたが、たまたま、建立地の一カ所が、KNUの軍事拠点マナプロー近辺であり、国軍空爆の目印になるとして建立が禁じられた。カレン民族はキリスト

教、仏教、精霊信仰の信者が混在し、人口としては少数派のキリスト教徒がKNU幹部のポストを占めてきたが、この事件を契機に、不満を持った仏教徒カレンがKNUを離脱、民主カレン仏教徒軍（DKBA）を組織し、後に国軍と結んで、拠点マナプローを攻撃・陥落に導いた。この間の経緯は、国営新聞『ミヤンマーの光』紙に連載され（一九九五年一月二十九日から三月一日、一九九五年六月書籍として出版）、分裂の契機となるバゴダ建立問題は、あくまで仏教徒の視点から描かれ、最高指導者ポーミヤとその側近の思想的・人間的問題が指摘され、民族的対立は後景化している。

## ● 在家の宗教実践

宗教政策や仏教へ傾斜する風潮と相互に影響を及ぼし合ってきたのが、仏教徒の宗教実践といえるだろう。一九九〇年代前半で注目すべきは、高僧信仰の隆盛と宗教そのものの活性化であろう。ちなみに近代化の流れのなかで宗教は衰退すると思われてきたが、東南アジアで宗教再生の動きが見られることは多々指摘されている。

ミヤンマーでは第一に、修行を行い聖者となったと信じられる森林系僧侶の人氣が高まった。ターマニヤ山僧止をはじめ、シュエビヤインナー僧正等が有名である。これら高僧信仰の背景には、政府と民主化派の対立も影響を及ぼしたといえよう。上述のサンガ政策を通じて、高僧が政権側に組

み込まれることへ不満が生じ、新たな信仰対象として、政府に組み込まれることの少ない森林系僧侶が求められる傾向にあった。第二に急激な市場経済への移行で、都市部の地価急騰、インフレ等大きな経済変化があり、現世利益を含めて宗教が求められ、精霊信仰、ウエイザー信仰や占いなどの宗教実践の隆盛の流れに、高僧信仰も入っていたといえよう。また、多数の旅行会社が設立され、多くが高僧訪問ツアーや著名バゴダの巡礼ツアーなどを企画し、国内巡礼が盛んであった。こうした旅行人気は、アジア通貨危機以降、若干下火になるが、信仰そのものが減ったというわけではない。

## ● 出家と在家、そして国家と国際社会

上座仏教のあり方として、僧侶は、生産活動には一切携わらず、妻帯をせず、午食をしないなど厳しい戒律を守り、世俗から離れることが理想である。しかし、多くの出家は在家の生活と密着する。上座仏教徒男性は生涯に一度は必ず出家し、ミヤンマーでは一〇歳前後に沙弥として得度、僧院で仏教の基本のみならず、文字の読み書きを学ぶ。僧侶はしばしば在家の相談を受けるし、生活困窮家庭の教育援助、受験塾の無料開催などの慈善事業が僧院で行われることも少なくない。また、二〇〇七年九月の僧侶デモも、端緒となった原因はガソリン値上げによる在家の経済的困窮とされ

る。デモの分析は省くが、このときに国内  
外で生じた議論は現在の宗教（仏教）状況  
を理解するのに重要な手がかりとなる。

第一に、僧侶が在家の問題にいかに関与  
するかである。教義から考えれば世俗から  
離れることが必要だが、困難な状況に遭っ  
ている人間の救済も必要といえる。僧侶の  
慈善活動は上述の通り多々見られており、  
一切衆生への慈愛は仏陀の教えに重なる。  
一方、僧院はコミュニティ内で富と奉仕勞

働を結集した  
頑強な建築物  
で、説法場は  
開かれた公共  
的集会場とも  
なる。二〇〇八  
年五月に襲った  
サイクロンの被  
害に際して、僧  
院は重要な避難  
場であった。ま  
た、国内外のボ  
ランティア組織  
が、僧侶と連携  
し僧院を食料経  
由地や配布場所  
として使った例  
も多々見られる  
ようである。  
他方、僧侶の  
活動が「政治」

に近づきすぎることへの危惧もある。例え  
ば、僧侶デモについて、政権側は僧衣を纏っ  
た「前科者」が先導したもので、首謀者を  
「偽僧」とみなした。一般市民のなかでも、  
僧侶はデモを行うべきではないという意見  
や、デモ参加者に偽僧が混じっていたとい  
う見解は存在する。すなわち、デモを政治  
活動とする見方と、在家のために宗教者と  
して抗議したという見方の二つが並列する。

第二に、サンガの自治と政権との関係で  
ある。僧侶への発砲は多くの市民から、軍  
側の過剰対応ととらえられたようである。  
ただ、サンガ組織から公的な見解や抗議等  
は何も発表されなかった。国家側の報道を  
見ると、宗教省大臣等が国家サンガ大長老  
委員会への報告という形で、デモ参加者等  
を取り調べた結果一部の偽の僧侶が扇動し  
た結果であるという見解が示されるに留  
まった。すなわち現在国内では、政府が一  
端関与すると定めれば、僧侶に関すること  
でもサンガ組織にほとんど決定権、発言権  
がないことを明らかにしたといえよう。

第三に、国際社会との関係である。欧米  
の国際社会は、軍事政権には絶えず批判的  
な立場を取ってきたが、それに加えて近年  
国外に拠点を置いた「ディアスポラ」たち  
が国際社会にもたらす影響を看過できなく  
なってきた。ミャンマーでは八八年民主化  
運動を機に、元学生や活動家が多数海外に  
亡命、後に定住し、国際放送やネット発信  
の拠点を形成した。彼らは、厳しい情報統

制下にある国内に短波放送やネットを通じ  
てニュースを発信し、国内から集められた  
映像や情報を国際社会に流すという回路を  
成立させた。その最も顕著な例が僧侶デモ  
だったといえるだろう。従来、上座仏教は、  
基本的に国家という閉じた枠内でそれぞれ  
展開してきた。しかし、国際社会とディア  
スポラの影響は、出家の領域でも進んでき  
たといえよう。ウー・ヌやネー・ウィン政  
権時代には、多数の優秀な若手僧侶が上座  
仏教布教のためとして、世界各地に派遣さ  
れた。こうした布教僧の一部と亡命僧らが、  
二〇〇七年一〇月米国で「国際ビルマ僧侶  
組織」（別名サー・サナ・モリ）を発足させた。  
議長のパナン僧正は、サンガ軍事政権によ  
る僧侶の強制還俗を批判し、僧侶の還俗は  
政府ではなくサンガ内で決定すべきである  
という意見を表明した。これらは、教典解  
釈に基づいた見解といえ、国内サンガの代  
弁という側面もある。政府側は、発足当初  
から国営紙で彼らの動きを批判、牽制して  
きた。国営紙が国外の仏教組織について言  
及するのは、極めてまれのことであり、影  
響力を危惧してのことと考えられる。

本稿では、現政権における継続と変化を  
見てきたが、宗教をめぐる今後の動きを考  
えるためには、国内の動きと、さらに出家  
を含めた国外のディアスポラの活動も含め  
て押さえていく必要があるといえるだろう。

（とさ けいこ／東京外国語大学教授）